47都道府県サッカー協会向け 一括補助金 交付要項

2025年度版

2024.9.19 JFA理事会

Japan Football Association





*1

1. 充当必須事業に関して、変更はしない

2025年度

<u>充当必須事業名</u>

下限額

障がい者サッカー関連

10万円

都道府県審判トレセン

28万円

高校選手権 *1

 2024年度

 充当必須事業名
 下限額

 障がい者サッカー関連
 10万円

 都道府県審判トレセン
 28万円

*1 加盟校数による按分(総額2,400万円)

- 2. 施設整備費留保の再開。配分が確定した一括補助金の一部を、将来的なFAの施設整備に向けた原資として、FAより申請があった場合にあらかじめJFA側にて積立を行うことを可能とする
 - ※仮に本積立を行った場合でも、JFAの施設整備助成制度で定められる助成上限額に変更はない

②補助 金額

①制度

変更

2023年第11回会理事会 決議事項2号議案により、2024/2025の2年間は補助金額のベースを変えないことを決定済み

高校選手権

47FA一括補助金

-2025年度のポイント (続き)

2025年度変更事項

毎年FAにおいて事業計画を立案し各種事業を実施頂いているが、改めてJFA中期計画 2023-26で打ち出している重点 3 領域(キッズ・4種/女子/シニア)における取り組みの 推進を意識し、登録者増に寄与する事業の実施を期待。





交付要項(47FA一括補助金) 趣旨 / 交付の目的 / 期間

1. 趣旨

本書は、都道府県サッカー協会(以下、47FAという)の実施する公益目的事業等の充実を目的とした「47FA一括補助金」を交付するため、必要な事項を定めるものである。

2. 交付の目的

「47FA一括補助金」は、国民のサッカー・スポーツへの広い理解と関心を高め、青少年の健全な育成及びより良い社会の形成を促進し、もって国民の心身の健全な発達に寄与するため、47FAが行う各種公益目的事業等に対して、その活動を支援することを目的に交付するものである。

3. 期間

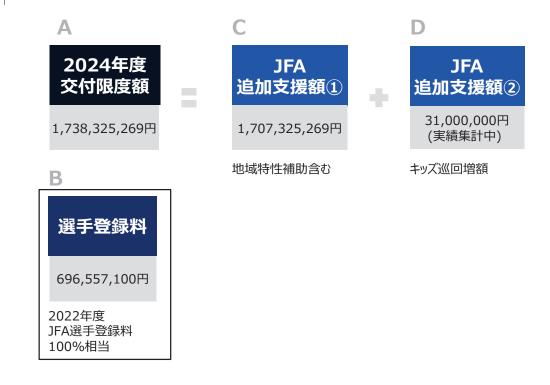
本要項は2024年度における「47FA一括補助金」の交付について定める。 なお、本要項で示す「年度」とは、当該年4月1日から翌年3月31日を指 すものとする。

交付要項(47FA一括補助金) 補助金額

4. 補助金額

2024年度同様

47FAに対して交付する「47FA一括補助金」は、以下の方法により算出された補助金額を交付するものとする。



※1 C: JFA追加支援①には地域特性特別補助として、北海道、長崎、鹿児島、沖縄への計2,000万円の交付を含む。

※2 D: JFA追加支援②は「キッズ巡回増額」として、前年度のキッズ巡回指導の実績等に応じて各FAに配分する。

交付要項(47FA一括補助金) 対象事業

5. 対象事業

「47FA一括補助金」の対象となる事業は、47FAが実施する公益目的事業等とし、補助の対象となる経費は、その事業を実施するために必要な直接経費とする。また、対象となる事業は、原則として、当該年度の4月から翌年3月までに実施され、かつ支出される事業とする。

但し、年度毎の「47FA一括補助金」のうち、各FA一定額(1,000万円~1,500万円)を事務局運営のために必要な人件費や事務所費に充当するものとする。

6. 充当配分

47FAは、内示された「47FA一括補助金限度額」内において、その充当配分を定めることができる。なお、「47FA一括補助金」の使途は、以下の3つに分類される。

額が充当可能額となる。

6. 充当配分

③ 事務局運営 (基盤強化)

FAの基盤強化のための、人件費や事務所費等の事務局運営に充当するもの。1,000万円から1,500万円を必ず充当することとする。

■特記事項

- ✓ 事務局に常勤(※1)する職員に対する人件費(1名分以上)を必ず充 当すること。
- ✓ 人件費に関しては、原則、常勤職員を充当対象とするが、その他職員 (パート、アルバイト、出向職員、派遣職員)及び各FAの実施する事業に従事する者に支払う賃金を対象とすることも可とする。
 - ※1:原則週5日間、事務局の業務時間中にフルタイムで勤務すること

2025年度変更事項

④ 施設整備推進 本補助金の一部を、施設整備助成金の上限額に加算できるようにするもの。 但し、年度ごとの留保額は、各FAの47FA一括補助金総額の30%を上限 (100万円未満は切り捨て、100万円単位) とする。

事前申請のみを認め、申請額からの変更(増額・減額)は認められない。 本留保は次期施設整備助成制度の実施期間である2030年12月末まで を期限とし、それまでに留保した金額を47FAが執行しなかった場合は、留保 金額は取り消される。

また、留保した金額は、施設整備以外の目的に使用することはできない

2025年度変更事項

6. 充当配分

	No.	重点 事業	小区分	充当必須 事業	充当可能 事業
	1		U18/U15/U13都道府県リーグ		\circ
普及	2	0	U12/U11/U10都道府県リーグ (U-12指導者講習会・研修会含む)		0
	3	0	JFAキッズサッカーフェスティバル		\circ
	4	0	JFAレディース/ガールズ サッカーフェスティバル		0
	5		JFAファミリーフットサルフェスティバル		\circ
	6	0	キッズ普及推進事業		\bigcirc
	7	0	女子普及事業		\circ
	8	0	シニア関連事業		\bigcirc
	9		フットサル関連事業		\circ
	10		施設整備事業		\bigcirc
	11		障がい者サッカー関連	\circ	
	12		地区·支部/市区町村FA支援事業		\bigcirc
	13		その他		0
育成	14		強化育成事業(トレセン等)		\bigcirc
	15	0	キッズエリート		\bigcirc
	16		FAコーチ/47FAユースダイレクター活動		\bigcirc
	17		その他		\circ
強	18		国スポ		\bigcirc
化	19		その他		\bigcirc

6. 充当配分

	No.	重点 事業	小区分	充当必須 事業	充当可能 事業
	20		審判講習会		
審判	21		都道府県審判トレセン	0	
	22		その他		\circ
指導者	23		指導者養成事業		\circ
旧寺日	24		その他		0
Lw¬°II	25		Jクラブとの連携		\circ
トップリー グ連携	26		国際競技会		0
7 Æ173	27		その他		\circ
	28		1種競技会		0
	29		高校選手権	0	
	30		2種競技会		0
	31		3種競技会		\circ
****	32	0	4種競技会		\circ
競技会	33	0	シニア競技会		\bigcirc
	34	0	女子競技会		\circ
	35		フットサル競技会		\circ
	36		ビーチサッカー競技会		\circ
	37		その他		\circ
	38		社会貢献事業		0
基盤	39		広報事業		\circ
	40		その他		0

7. 手続き

① 「47FA一括補助金限度額」の内示

各年度における「47FA一括補助金限度額」の額は、「4.年度毎の補助金額」に定める算出方法に基づき算出し、前年12月までにJFA理事会の議を経て47FAに内示する。

2 申請

47FAは、内示された「47FA一括補助金限度額」内の金額において、別に定める様式により、 所定の締切日までに「47FA一括補助金交付申請書」をJFAに提出すること。

③ 申請内容の審査・決定

「47FA一括補助金交付申請書」の提出を受けて、JFAはその内容を審査し、必要な場合は 47FAに対しヒアリング調査等を行い、支援金額を決定する。また、JFAは「47FA一括補助金」 の使用方法や配分割合等について、47FAに対し指導する場合がある。

4 補助金の入金

「47FA一括補助金」は、当該年度の5月末までにJFAから47FAに対し入金するものとする。

⑤ 実績報告

47FAからの対象事業の実績報告は、別に定める説明資料に基づき期限内にJFAに提出されるものとする。

⑥ 実績の審査・最終金額の確定

実績報告の提出を受けて、原則として、「47FA一括補助金」が交付された翌年の5月末までに、補助金額の最終確定を行う。「47FA一括補助金交付申請書」に記載された内容よりも対象事業が縮小したり、本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFAは「47FA一括補助金」の確定額を交付決定額に対し減額して確定する場合があるものとし、その場合、47FAはその差額分をJFAに対し返金するものとする。

交付要項(47FA一括補助金) 事業の実施 / 計画の変更

8. 事業の実施

47FAは、「47FA一括補助金」の交付の決定の内容及びこれに付された条件等に従い、善良な管理者の注意をもって支援対象事業を行わなければならず、「47FA一括補助金」の他の用途への使用をしてはならない。

9. 計画の変更

47FAは、「47FA一括補助金」の交付の決定の後、支援対象経費の額を変更しようとするとき、または支援事業の新規追加または内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更する事業の事業計画書を、原則として当該事業開始の1か月前までにJFAに提出し、その承認を受けなければならない。

但し、以下の変更については年度の途中で変更することは認められない。

- ✓ ①充当必須事業の、充当下限額を下回る計画変更
- ✓ ③事務局運営の充当額

なお、以下については、JFAによる事前の承認は不要とする。

- ✓ 年度内における事業実施期間の変更
- ✓ 交付決定額(総額)の10%以内の、各事業の充当額の変更

交付要項(47FA一括補助金) 調査 / 処分/経理証憑の保管期間 / その他

10. 調査

補助金の活用や報告等が不適切なものである疑義が生じた場合、JFAは報告内容に基づき、事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

11. 処分

加盟団体規則第21条に基づき、JFAは補助金の支給停止又は減額などの処分を行うことができる。

12. 経理証憑の 保管期間

47FAは、支援対象事業の支出を証する書類を整理し、収支簿とともに、支援対象事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から7年間保存しなくてはならない。

13. その他

この要項に定めるもののほか、「47FA一括補助金」の交付に関し必要な事項は別に定める。この要項の改正はJFA理事会の決議に基づき、これを行う。

Thank you.